



介護休暇を取得される方へ

介護休業手当金の請求についてご案内します



要介護状態にあるご家族を介護するため、**1日単位**で介護休暇を取得し、報酬（給与）の全部または一部が支給されないとき、介護休業手当金を請求することができます。

1 支給対象となる家族の範囲

▶ 同居・別居を問わない家族

配偶者・父母・子・配偶者の父母・
祖父母・孫・兄弟姉妹

▶ 同居を要件とする家族

父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者・子の配偶者・
配偶者の子（組合員と親子関係にない子）

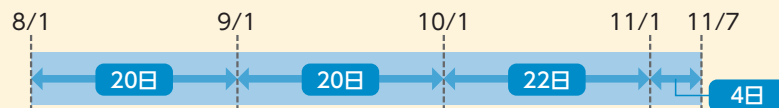
2 支給期間

介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、介護休暇の日数を**通算して66日**支給されます。

※週休日および祝日は支給日数から除きます。

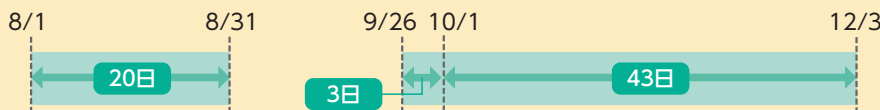
※短期の介護休暇、介護時間は支給対象になりません。

介護休暇を
連続して
取得した場合



通算
66日

介護休暇を
2回に分けて
取得した場合



通算
66日

3 支給金額

$$\left(\frac{\text{標準報酬月額}^{*1}}{\text{標準報酬月額} \times 1/22} \times \text{支給率 } 67\% - \text{調整額}^{*2} \right) \times \text{日数}$$

※1 令和7年8月1日以降、標準報酬月額が560,000円以上の場合は給付上限日額（16,207円）を適用して計算します。

※2 介護休暇取得期間中に報酬が支払われた場合、報酬日額を差し引いて支給します。

計算例

■ 標準報酬月額：44万円
■ 介護休暇の日数：20日/月
■ 支払われた報酬：600円/日
この場合の支給金額は…
(44万円×1/22×0.67-600円)×20日
=256,000円



4 請求手続

ご所属の事務担当者を通じて請求してください。

必要書類

- 介護休業手当金請求書
- 介護休暇承認申請書兼処理簿の写し
- 出勤簿の写し
- 報酬支給額証明書

※介護休暇を取得した**月ごと**の請求となります。

※「介護休業手当金請求書」および「報酬支給額証明書」は、
公立学校共済組合東京支部のホームページからダウンロードできます。

<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/tanki/kyugyo/kaigo/index.html>



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827